平成２２年（フ）第１１４号
沖縄県那覇市田原１丁目８番地２　大高産業ハイツ402
債務者　長尾　靖彦
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川徹也
4　破産債権の届出期間　平成22年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６６３号
広島市東区二葉の里２丁目２番38―207号
債務者　和氣　浩文
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０２号
大阪市北区天満橋２丁目３番18号　リバージュ伊藤401号室
債務者　平野吉朗こと平野義尚こと　尹　義尚
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　礼大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４３号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―818号
債務者　西岡　純治
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０２９号
大阪市生野区中川西１―４―16、住民票上の住所大阪市住吉区苅田２丁目２番11―401号
債務者　西脇　義幸
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２３号
大阪府吹田市春日４丁目11番２―204号
債務者　田村　浩丈
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３４号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番18―806号
債務者　大西　一幸
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８６号
兵庫県加東市下滝野1277番地91
債務者　濱野　好弘
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西井　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４８号
大阪府東大阪市中小阪１丁目15番30号
債務者　泉　　範光
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３５１号
大阪府八尾市弓削町１丁目173番地、前住所大阪府吹田市山田東１丁目19番19―506号
債務者　川上　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１７２号
愛知県稲沢市祖父江町上牧戌亥出840番地　石原アパート
債務者　塩田　道雄
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１４９号
山形県西村山郡河北町谷地字東466番地の４、前住所山形県東根市温泉町１丁目17番６号
債務者　高橋冨士子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６１号
山形県天童市泉町１丁目11番13号
債務者　水田　淳子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４号
山形市印役町４丁目１番31号　長谷川コーポラスＡ106号
債務者　長谷川治美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
群馬県太田市古戸町1117番地１
債務者　長谷川　晃
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２９１号
愛知県高浜市論地町３丁目７番地89
債務者　加藤笑美子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係